平成２４年（フ）第５３号
福岡県飯塚市下三緒１番地39　第１真野荘102号
債務者　久保　善秋
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第５４号
福岡県飯塚市下三緒１番地39　第１真野荘102号
債務者　東　テルヱ
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第５０号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目２番２号
債務者　草場　孝之
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第５１号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目２番２号
債務者　草場　由美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第９号
山形県最上郡戸沢村大字角川506番地の２
債務者　安食　　幸
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１６号
山形県最上郡最上町大字本城215番地
債務者　結城　　幸
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第４００号
千葉県松戸市胡録台168番地の41
債務者　神田マリルーこと　カンダ　マリルー　アルマセン
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４１７号
千葉県柏市豊四季816番地487　ジュネパレス柏第24―106号
債務者　渡部　公彦
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４２０号
千葉県柏市藤ケ谷526番地33
債務者　下川　義雄
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４２７号
千葉県我孫子市都部94番地の15
債務者　須藤　沙織
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４２９号
千葉県柏市旭町６丁目２番５―403号
債務者　深谷　理恵
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４３５号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目21番５―203号
債務者　古島　美紀（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４５３号
千葉県柏市豊四季台１丁目１番６―505号
債務者　松原勇美子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４５４号
千葉県流山市南流山３丁目９番地の５
債務者　信川一男こと　康　　祐宗
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４５７号
千葉県松戸市小金きよしケ丘１丁目13番地の11　きよしヶ丘ハイツ403号
債務者　林　　一輝
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４５８号
千葉県柏市桜台１番１号　ハウス池田101号
債務者　梅田トミ子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部